平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料
（その２）

環　境　農　政　局

目　　次

Ⅰ　神奈川県卸売市場審議会委員の推薦について ……1

Ⅰ　神奈川県卸売市場審議会委員の推薦について

平成30年６月22日に公布された改正卸売市場法に係る対応について、平成30年９月の当常任委員会に報告した。その後、神奈川県卸売市場審議会（以下「審議会」という）で審議した結果、平成31年１月31日に神奈川県地方卸売市場条例、都道府県卸売市場整備計画及び神奈川県卸売市場審議会条例を廃止することについては、妥当であるとの答申を受けた。

そのため、審議会委員について、平成31年度以降県議会からの推薦を要しないことから報告を行う。

１　審議会の概要

審議会は、知事からの諮問を受け、都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項について審議する（卸売市場法第71条）。

また、委員は、神奈川県卸売市場審議会条例第２条により、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命することとされている。

（１）　学識経験のある者
（２）　神奈川県議会議員
（３）　神奈川県職員
（４）　市町村の長及び職員

２　審議会委員の推薦を要しない理由

審議会において審議すべき事項については、次のとおり答申を受けており、平成31年度に諮問すべき事項はない。よって、今後、審議会は開催しないので、県議会に対して、審議会委員の推薦を依頼しないこととする。

【答申（抄）】

・県においては、改正卸売市場法に基づく県内卸売市場の認定手続きが円滑に進むよう努めることが必要である。
・地産地消の推進の観点から食品流通の現状を踏まえ、支援及び取組を行っていくことが必要である。

３　今後のスケジュール（予定）

平成31年 11月　廃止条例案を提出
平成32年　１月　廃止条例を公布
　　６月　廃止条例の施行（改正法の施行と同日）